

## 研究開発地区地区計画（計画書）

告示決定日 平成7年3月20日

変更決定日 平成24年3月16日

名 称	研究開発地区地区計画	
位 置	飯塚市幸袋地内	
面 積	約7.2ha	
区保 域の全 整備の ・ 開方 発 及針 び	地区計画の目標	本区域は、市においてリサーチパークとして開発した地域であり、地区内には既に福岡ソフトウェアセンターが開設されている。今後とも産・学・官による研究開発の拠点として整備を推進する地域であり、地域内の研究開発地区としての環境の保全を図ることを目的とする。
	土地利用の方針	本地区は、研究開発地区として開発・整備した地区であり、研究開発型の業務施設の立地を図る。
	建築物等の整備の方針	研究開発型以外の建築物の用途制限を行うことで、研究開発地区としての環境整備を図るとともに、隣接住宅地域との調和を図る。
	地区施設の整備の方針	開発での根幹的施設である地区内道路を整備し、景観に配慮した研究開発団地を目指す。
地 区 整 備 計 画	地区施設の配置及び規模	地区内の道路整備を計画図表示のとおり行う。 ①号道路 W=9.0m L=300m ②号道路 W=15.0m L=450m
建 築 物 等 に 関 す る 事 項	地区の名称 地区の面積	研究開発地区整備計画  約7.2ha
建 築 物 等 の 用 途 の 制 限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 麻雀屋、パチンコ店、射的場、馬券・車券販売所等 2 劇場、映画館、演劇場、観覧場 3 カラオケボックス等 5 ホールディング場、スケート場、ゴルフ練習場 バレーボール練習場等	

「区域及び道路の配置については計画図表示のとおり」

理 由：飯塚都市計画用途地域を変更することにもない、研究開発地区としての環境の保全を図ることを目的に本案のように決定するものである。